

瑞穂市福祉医療費助成に関する条例

平成15年5月1日

条例第68号

改正 平成16年3月31日条例第20号

平成16年12月28日条例第32号

平成17年3月28日条例第9号

平成18年9月27日条例第25号

平成19年3月27日条例第5号

平成20年3月25日条例第15号

平成26年9月26日条例第25号

平成28年3月24日条例第14号

平成28年10月11日条例第23号

(目的)

第1条 この条例は、乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童に対し、医療費の一部を助成（以下「福祉医療費助成」という。）することにより、これらの者の保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「乳幼児等」、「重度心身障害者」、「母子家庭等の母及び児童」及び「父子家庭の父及び児童」（以下「福祉医療費助成対象者」という。）とは、次の各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児等 18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者（次号、第3号又は第4号に該当する者を除く。）をいう。

(2) 重度心身障害者 次に掲げる者のうち、本人の前年の所得（1月から9月までの間に受ける医療費については前々年の所得とする。以下この号において同じ。）が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第6条の政令で定める額（以下この号において「法第6条の額」という。）未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の扶養義務者で主として本人の生計を維持するもの（以下この号において「生計維

持者」という。)の前年の所得が同法第7条の政令で定める額(以下この号において「法第7条の額」という。)未満であるもの(災害その他やむを得ない事由により、本人の前年の所得が法第6条の額未満であり、かつ、本人の配偶者及び本人の生計維持者の前年の所得が法第7条の額未満であると同様の状態にあると市長が認める者を含む。)をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級から3級までの者

イ 別表に定める知的障害者で、岐阜県知事から療育手帳の交付を受けているもの

ウ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定による戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表の2に掲げる特別項症から第4項症までに該当する者で、身体障害者手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が4級であるもの

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、その障害の級別が1級又は2級の者

(3) 母子家庭等の母及び児童 前号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子のうち18歳未満の児童(満18歳に達する日以後における最初の3月31日以前の者をいう。以下同じ。)を現に扶養しているもの及び当該18歳未満の児童並びに同法附則第3条第1項に規定する父母のない児童のうち18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している母又は養育者(母がない場合又は母が扶養しない場合において、18歳未満の児童と同居してこれを監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。以下この号において同じ。)の前年の所得(1月から9月までの間に受ける母子医療費については、前々

年の所得とする。以下この号において同じ。)が、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。)第2条の4第2項に定める額(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条第1項に規定する児童の養育者にあつては、施行令第2条の4第7項に定める額)未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している母又は養育者の配偶者及び扶養義務者(当該母と生計を同じくする者又は当該養育者の生計を維持する者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 災害その他やむを得ない事由により、アに規定する要件に該当するに至ったと市長が認めるとき。

(4) 父子家庭の父及び児童 前2号に該当する者以外の者で、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子のうち、18歳未満の児童を現に扶養しているもの及び当該18歳未満の児童で、次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいう。

ア 18歳未満の児童を扶養している父の前年の所得(1月から9月までの間に受ける父子医療費については、前々年の所得とする。以下この号において同じ。)が施行令第2条の4第2項に定める額未満であり、かつ、18歳未満の児童を扶養している父の配偶者及び扶養義務者(当該父と生計を同じくする者に限る。)の前年の所得が、施行令第2条の4第8項に定める額未満であるとき。

イ 災害その他やむを得ない事由により、アに規定する条件に該当するに至ったと市長が認めるとき。

2 この条例において「社会保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- (3) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- (4) 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- (5) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

3 この条例において「保険医療機関等」とは、社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定又は他の法令の規定により医療に関する給付を取り扱う病院、診療所又は薬局若しくはその他のものをいう。

（助成対象除外者）

第2条の2 前条第1項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療を受けることができる者は、福祉医療費助成対象者としなない。

（受給資格者）

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「受給資格者」という。）は、瑞穂市の区域内に住所を有する社会保険各法の規定による被保険者、加入者、組合員若しくは被扶養者又は高齢者医療確保法の規定による被保険者である者のうち、第2条第1項に規定する福祉医療費助成対象者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及び児童については父、重度心身障害者（高齢者医療確保法の規定による者を除く。）についてはその父母又はその生計を維持している者とする事ができる。

2 前項の規定にかかわらず、重度心身障害者のうち高齢者医療確保法の規定による被保険者が同法第55条第1項各号に規定する病院、診療所又は施設に、入院、入所又は入居したことにより、岐阜県の区域外に住所を変更したと認められる者については、受給資格者とする。

（受給者）

第3条の2 この条例により助成する医療費の支給を受けることができる者（以下「受給者」という。）は、第2条第2項第1号から第4号まで及び第6号に掲げる法律の規定による被保険者、加入者及び組合員、国民健康保険法の規定による世帯主及び組合員並びに高齢者医療確保法の規定による被保険者とする。ただし、乳幼児等についてはその父母又はその生計を維持している者、母子家庭等の母及び児童については母又は養育者、父子家庭の父及

び児童については父、重度心身障害者についてはその父母又はその生計を維持している者とすることができる。

(支給額)

第4条 市長は、受給資格者が社会保険各法の規定による保険給付若しくは高齢者医療確保法に規定する後期高齢者医療給付(以下「保険給付等」という。)の対象となる療養の給付等(保険外併用療養費の支給及び訪問看護療養費の支給を含む。以下同じ。)又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けた場合に、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定又は他の法令の規定により算定した当該療養に要する費用の額から次に掲げる額の合算額を控除した額を受給者に支給する。

(1) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合の負担する額

(2) 他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担において医療に関する給付を受けることができるときは、その額

(3) 社会保険各法又は高齢者医療確保法の規定により助成対象者の負担する入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額

2 市長は、受給資格者が社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定による保険給付等の対象となる療養の給付等又は他の法令の規定による医療に関する給付を受けたことにより、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定に基づく政令(以下「各法施行令」という。)に規定する一部負担金の額(一部負担金に相当するものとして各法施行令に規定する額を含む。以下「一部負担金相当額」という。)が各法施行令の規定により合算されて高額療養費が支給されることとなった場合に、当該一部負担金相当額に受給資格者の一部負担金相当額が含まれるときは、当該一部負担金相当額を合算した額から各法施行令の規定により保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が支給することとされている高額療養費の額を控除した額と当該受給資格者について前項の規定により算出した額とを比較して少ない方の額を受給者に支給する。

(附加給付額の控除)

第 4 条の 2 市長は、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法の規定に基づき、保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合が、社会保険各法若しくは高齢者医療確保法に規定する保険給付等に併せて保険給付等に準ずる給付を行う場合は、前条に規定する額からその給付により受給者が支給を受けることができる額を控除した額を受給者に支給する。

(受給者証の交付申請)

第 5 条 この条例により受給資格者に助成される医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を申請しなければならない。

(受給者証の交付)

第 6 条 市長は、前条の規定による受給者証の交付申請があった場合は、その内容を審査のうえ、受給資格者であると認めるときは、規則に定めるところにより、当該受給資格者に係る受給者証を申請者に交付する。

2 市長は、前項の規定により審査した結果、受給資格者でないことを確認したときは、申請者に対し規則の定めるところにより却下通知するものとする。

(受給者証の提示)

第 7 条 前条第 1 項の規定により受給者証の交付を受けた受給資格者は、保険医療機関等で医療に関する給付を受けるときは、社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者医療確保法による被保険者証に添えて受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第 8 条 この条例により助成する医療費の支給を受けようとする受給者は、規則の定めるところにより、支給の申請をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が医療に関し保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり当該保険医療機関等に支払うことができる。

3 前項の規定による支払があったときは、当該受給者に対し医療費の支給があったものとみなす。

(支給の決定)

第 9 条 市長は、前条第 1 項の規定に基づく申請があった場合において、内容を審査した結果、医療費を支給し、又は支給しないことに決定したときは、当該申請者に対し規則の定めるところにより決定通知するものとする。

(届出の義務)

第 10 条 受給者は、規則で定める事項について変更が生じたときは、14 日以内に市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第 11 条 この条例による医療費の助成又は支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(損害賠償との調整)

第 12 条 市長は、受給者が受給資格者の病気又は負傷に関し損害賠償を受ける場合は、その金額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(支給金の返還)

第 13 条 市長は、自己又は受給資格者の偽りその他不正行為により医療費の支給を受けた受給者があるときは、その者から既に支給した額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、第 4 条の規定により支給すべき額を超えて支給を受けた受給者があるときは、その者から、その超える額に相当する金額を返還させることができる。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 5 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の穂積町福祉医療費助成に関する

る条例（昭和50年穂積町条例第42号）又は巢南町福祉医療費助成に関する条例（昭和50年巢南町条例第25号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（平成28年度における経過措置）

3 平成28年10月1日現在、瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例（平成28年瑞穂市条例第14号。以下「平成28年改正条例」という。）による改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例第4条の規定は、同日以後に行われた療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

4 平成28年10月1日前に、平成28年改正条例附則第2項の規定により、平成28年改正条例による改正前の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例第5条の規定によりなされている申請は、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例第5条による申請とみなす。

附 則（平成16年3月31日条例第20号）

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成16年12月28日条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定は、施行日以後の療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月28日条例第9号）

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に 69 歳に達している者の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年 9 月 27 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。ただし、本則中「乳幼児」を「乳幼児等」に改める改正規定及び第 2 条第 1 項第 1 号中「6 歳」を「15 歳」に改める改正規定並びに第 4 条第 1 項及び第 5 条にただし書を加える改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例第 4 条の規定は、平成 18 年 10 月 1 日以後に行われる療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

(瑞穂市父子家庭児童の医療費助成に関する条例の廃止)

4 瑞穂市父子家庭児童の医療費助成に関する条例 (平成 15 年瑞穂市条例第 77 号) は、廃止する。

附 則 (平成 19 年 3 月 27 日条例第 5 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例第 4 条の規定は、平成 19 年 10 月 1 日以後に行われる療養の給付等に係る助成及び支給から適用し、施行日前の療養の給付等に係る助成及び支給については、なお従前の例による。
- 3 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成 20 年 3 月 25 日条例第 15 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）第 7 条の規定による改正前の老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 25 条第 1 項に規定する医療の対象であった者のうち改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号ア、イ、ウ又はエのいずれかに該当し、かつ、新条例第 6 条第 1 項に規定する受給者証に相当するものとして市長が認める受給者証の交付を受けた者については、新条例第 2 条第 1 項第 2 号に規定する重度心身障害者とみなす。

3 この条例の施行の際、現に前項に規定する新条例第 6 条第 1 項に規定する受給者証に相当するものとして市長が認める受給者証の交付を受けた者については、新条例第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 20 年 9 月 30 日までの間、高齢者医療確保法第 55 条第 1 項各号に規定する病院、診療所又は施設に入院、入所又は入居したことにより瑞穂市の区域内に住所を有しない場合であっても新条例第 3 条第 1 項に規定する受給資格者とする。

4 市長は、この条例の施行の日前においても、新条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成 26 年 9 月 26 日条例第 25 号）

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 24 日条例第 14 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 市長は、この条例の施行の日前においても、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成 28 年 10 月 11 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例の規定は、平成28年8月1日から適用する。

別表（第2条関係）

知的障害者判定要領

区分	内容
最重度 (A1)	<p>(1) 日常生活面の介助 基本的な生活習慣が形成されていないため、常時すべての面で介助が必要</p> <p>(2) 行動面の監護 多動、自他傷、拒食などの行動が顕著で常時付添い監護が必要</p> <p>(3) 保健面の看護 身体的健康に嚴重な看護が必要</p> <p>(4) 知能面の発達 標準化された知能検査、発達検査によるIQ（知能指数）がおおむね20以下</p>
重度(A2)	<p>(1) 日常生活面の介助 基本的な生活習慣がほとんど形成されていないため、常時多くの面で介護が必要</p> <p>(2) 行動面の監護 多動、自閉などの行動があり、常時監護が必要</p> <p>(3) 保健面の看護 身体的健康に常に注意、看護が必要</p> <p>(4) 知能面の発達 標準化された知能検査、発達検査によるIQ（知能指数）がおおむね35以下</p> <p>(5) その他 知能面の発達がIQ50以下の児（者）で、身体障害者福祉法に基づく障害等級が1級、2級又は3級に該当する者</p>
中度(B1)	<p>(1) 日常生活面の介助</p>

基本的生活習慣の形成が不十分なため、一部介助が必要

(2) 行動面の監護

行動面での問題に対し注意したり、時々指導したりすることが必要

(3) 保健面の看護

発作が時々あり、あるいは周期的精神変調がある等のため、一時的又は時々看護が必要

(4) 知能面の発達

標準化された知能検査、発達検査によるIQ（知能指数）がおおむね50以下

瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則

平成15年5月1日

規則第53号

改正 平成16年3月31日規則第11号
平成17年3月31日規則第11号
平成18年9月27日規則第26号
平成19年7月11日規則第45号
平成20年3月28日規則第17号
平成22年3月31日規則第17号
平成23年8月31日規則第17号
平成24年11月20日規則第34号
平成27年12月21日規則第30号
平成28年3月24日規則第10号
平成28年7月26日規則第30号
平成30年6月6日規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、瑞穂市福祉医療費助成に関する条例（平成15年瑞穂市条例第68号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(受給者証の交付申請)

第2条 条例第5条の規定により受給者証の交付を受けようとする受給者は、福祉医療費受給者証交付申請書（兼）受給資格者台帳（様式第1号の1）又は福祉医療費受給者証交付申請書（様式第1号の2、様式第1号の3又は様式第1号の4）に添えて次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第2条第2項に規定する社会保険各法による被保険者証、加入者証若しくは組合員証又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者証

(2) 条例第2条第1項第2号に掲げる者のうち、アに規定する身体障害者である場合は身体障害者手帳、イに規定する知的障害者である場合は療

育手帳、ウに規定する戦傷病者である場合は戦傷病者手帳及び身体障害者手帳、エに規定する精神障害者である場合は精神障害者保健福祉手帳

(3) 条例第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する母子家庭等の母及び児童並びに父子家庭の父及び児童である場合は、当該規定に該当することを明らかにする書類

(4) 条例第 3 条の 2 ただし書に規定する乳幼児等、重度心身障害者、母子家庭等の母及び児童又は父子家庭の父及び児童の生計を維持している者にあつては、これを明らかにする書類 (様式第 2 号)

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(受給者証)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により交付する受給者証の様式は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる様式とする。

(1) 乳幼児等 様式第 3 号の 1

(2) 重度心身障害者 様式第 3 号の 2

(3) 母子家庭等の母及び児童 様式第 3 号の 3

(4) 父子家庭の父及び児童 様式第 3 号の 4

2 前項の規定による受給者証の有効期間は、次の各号の区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 乳幼児等 誕生日から 1 8 歳に達する日以後における最初の 3 月 3 1 日までとする。ただし、認定月が誕生月と異なる場合 (認定した日が出生後 3 0 日以内である場合を除く。) にあつては、認定月の初日とする。

(2) 重度心身障害者 手帳交付日の属する月の初日から (ただし、条例第 2 条第 1 項第 2 号エに規定する精神障害者保健福祉手帳の更新の認定を受けた者以外の者については、認定日が手帳交付日から 3 0 日を超える場合は、認定月の初日から) 当該初日以降の最初に到来する 9 月 3 0 日までとする。

(3) 母子家庭等の母及び児童 事実発生日の翌日から (ただし、認定日が事実発生日から 3 0 日を超える場合は認定月の初日から) 当該初日以降の最初に到来する 9 月 3 0 日。ただし、児童が満 1 8 歳に達する日の属す

る年度において10月1日以降に交付する受給者証については、事実発生日の翌日から（ただし、認定日が事実発生日から30日を超える場合は認定月の初日から）当該初日以降の最初に到来する3月31日までとする。この場合において、同日をもって条例第3条に規定する受給資格者としての要件に該当しなくなる母についても同様とする。

(4) 父子家庭の父及び児童 事実発生日の翌日から（ただし、認定日が事実発生日から30日を超える場合は認定月の初日から）当該初日以降の最初に到来する9月30日。ただし、児童が満18歳に達する日の属する年度において10月1日以降に交付する受給者証については、事実発生日の翌日から（ただし、認定日が事実発生日から30日を超える場合は認定月の初日から）当該初日以降の最初に到来する3月31日までとする。この場合において、同日をもって条例第3条に規定する受給資格者としての要件に該当しなくなる父についても同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、受給者証の有効期間の初日の認定の際に、受給者の責に帰することができない特別の事由によりやむを得ないと認める場合は、前項に規定する初日と異なる期日を初日として認定することができる。

4 受給者証を破損し、又は亡失したことにより受給者証の交付を受けようとする受給者は、福祉医療費受給者証再交付申請書（様式第4号）を市長に提出し受給者証の再交付を受けるものとする。

5 条例第6条第2項の規定による却下通知は、福祉医療費受給者証交付申請却下通知書（様式第5号）により行うものとする。

（支給申請）

第4条 条例第8条第1項の規定により医療費の支給を受けようとする受給者は、福祉医療費支給申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書のほか、必要と認める書類等の提出又は提示を求めることができる。

（決定通知）

第5条 条例第9条の規定による決定通知は、福祉医療費（不）支給決定通知

書（様式第7号の1又は様式第7号の2）により行うものとする。

（届出事項）

第6条 条例第10条に規定する事項は、次のとおりとし、福祉医療費受給資格等変更届（様式第8号）により届け出なければならない。

- （1） 氏名
- （2） 住所
- （3） **世帯主**、被保険者、組合員等の氏名
- （4） 被保険者の加入保険
- （5） 身体障害者手帳
- （6） 戦傷病者手帳
- （7） 療育手帳
- （8） 精神障害者保健福祉手帳
- （9） 支払場所の指定

（受給者証の返還）

第7条 条例第6条の規定により受給者証の交付を受けた受給者は、受給資格者が条例第3条に規定する受給資格者としての要件に該当しなくなったときは、当該受給資格者に係る受給者証を速やかに市長に返還しなければならない。

（支給金の返還請求）

第7条の2 市長は、条例第12条及び第13条の規定により、支給金の返還を求めるときは、福祉医療費支給金返還請求書（様式第9号の1、様式第9号の2、様式第9号の3又は様式第9号の4）により行うものとする。

（災害共済給付との調整）

第7条の3 市長は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第15条第1項第6号に規定する災害給付を受ける場合は、その金額の限度において医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（台帳等の整備）

第8条 市長は、福祉医療費受給資格者台帳（兼）受給者証交付台帳（様式第

1号の1、様式第10号の1、様式第10号の2及び様式第10号の3)を作成し、常に整備しておくものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の穂積町福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和50年穂積町規則第16号)又は巢南町福祉医療費助成に関する条例施行規則(昭和53年巢南町規則第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(平成28年度における経過措置)

3 平成28年10月1日前に、瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正する施行規則(平成28年瑞穂市規則第30号。以下「平成28年改正規則」という。)附則第2項の規定により、平成28年改正規則による改正前の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条の規定によりなされている申請は、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則第2条による申請とみなす。

附 則(平成16年3月31日規則第11号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第11号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新規則様式については、当分の間、新規則施行の際、現にある様式に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則(平成18年9月27日規則第26号)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、本則中、「乳

幼児」を「乳幼児等」に改める改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 新規則様式については、当分の間、新規則施行の際、現にある様式に所要の調整を加えて使用することができる。

(瑞穂市父子家庭児童の医療費助成に関する条例施行規則の廃止)

- 3 瑞穂市父子家庭児童の医療費助成に関する条例施行規則(平成15年瑞穂市規則第66号)は、廃止する。

附 則(平成19年7月11日規則第45号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の様式に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則(平成20年3月28日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の様式に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則(平成22年3月31日規則第17号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成23年8月31日規則第17号)

この規則は、平成23年9月1日から施行する。

附 則(平成24年11月20日規則第34号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の様式に所要の調整を加えて使用することができる。

附 則 (平成 27 年 12 月 21 日規則第 30 号)

この規則は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 24 日規則第 10 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、第 2 条の規定による改正前の瑞穂市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例施行規則、第 7 条の規定による改正前の瑞穂市税に関する文書の様式を定める規則、第 8 条の規定による改正前の瑞穂市国民健康保険税条例施行規則、第 9 条の規定による改正前の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則、第 10 条の規定による改正前の瑞穂市生活保護法施行細則、第 11 条の規定による改正前の瑞穂市児童手当事務処理規則、第 12 条の規定による改正前の瑞穂市子ども手当事務処理規則、第 13 条の規定による改正前の瑞穂市児童福祉法施行細則、第 14 条の規定による改正前の瑞穂市助産の実施及び母子保護の実施に関する規則、第 15 条の規定による改正前の瑞穂市老人福祉法施行細則、第 16 条の規定による改正前の瑞穂市外国人高齢者福祉金支給規則、第 17 条の規定による改正前の瑞穂市後期高齢者医療に関する規則、第 18 条の規定による改正前の瑞穂市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則、第 19 条の規定による改正前の瑞穂市身体障害者福祉法施行細則、第 20 条の規定による改正前の瑞穂市地域生活支援事業施行規則、第 21 条の規定による改正前の瑞

穂市障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱細則、第 2 2 条の規定による改正前の瑞穂市知的障害者福祉法施行細則、第 2 3 条の規定による改正前の瑞穂市障害児通所給付の支給等に関する規則及び第 2 4 条の規定による改正前の瑞穂市道路占用等に関する規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成 2 8 年 7 月 2 6 日規則第 3 0 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 市長は、この規則の施行の前においても、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則の施行に関し必要な準備行為をすることができる。

附 則（平成 3 0 年 6 月 6 日規則第 1 2 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 3 1 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 2 条の規定によりされている受給者証の交付の申請は、改正後の瑞穂市福祉医療費助成に関する条例施行規則第 2 条の規定によりされた受給者証の交付の申請とみなす。

3 この規則の施行の際、この規則による旧規則様式第 1 号の 2 から様式第 1 号の 4 までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第 1 号の 1（第 2 条、第 8 条関係） 略

様式第 1 号の 2（第 2 条関係） 略

様式第 1 号の 3（第 2 条関係） 略

様式第 1 号の 4（第 2 条関係） 略

様式第 2 号（第 2 条関係） 略

様式第 3 号の 1（第 3 条関係） 略

様式第3号の2（第3条関係） 略
様式第3号の3（第3条関係） 略
様式第3号の4（第3条関係） 略
様式第4号（第3条関係） 略
様式第5号（第3条関係） 略
様式第6号（第4条関係） 略
様式第7号の1（第5条関係） 略
様式第7号の2（第5条関係） 略
様式第8号（第6条関係） 略
様式第9号の1（第7条の2関係） 略
様式第9号の2（第7条の2関係） 略
様式第9号の3（第7条の2関係） 略
様式第9号の4（第7条の2関係） 略
様式第10号の1（第8条関係） 略
様式第10号の2（第8条関係） 略
様式第10号の3（第8条関係） 略